

障サ第 1139 号
令和 2 年 4 月 27 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う障害児通所支援事業所の対応について (通知)

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、各事業所の管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら、障害児の居場所を確保するため、事業の継続に努めていただいていることに厚くお礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言が出されてから 3 週間が経過しようとしており、未だ収束の見通しが立たない中、学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加するなどし、県内の障害児通所支援事業所からは、密閉、密集、密接 (三密) の回避が難しい、安全確保に不安があるといった声が寄せられています。

これまで県では、個々の事業所の状況に応じて、サービスの実施方法に留意しながら、感染防止対策に万全を期すようお願いしているところですが、各事業所における感染防止対策をより一層徹底するため、次のとおり具体的な対応について整理したのでお知らせします。

- 1 感染拡大防止のため、家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えるようお願いし、障害児通所支援の提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を図る。
- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難な家庭など、特に支援が必要であり家庭で過ごすことが困難な児童については、引き続き障害児通所支援を提供する。
- 3 支援の提供にあたっては、三密を厳に回避することとし、手指の消毒、マスクの着用など、感染防止に万全の対策をとる。
- 4 児童や従業者が感染した場合や、地域で感染が著しく拡大している場合で、規模を縮小して支援を実施することも困難な場合は、感染拡大防止の観点から、臨時休業等を検討する。

この場合においても、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童の支援については、市町村とも相談の上、支援の継続を図る。

また、事業の縮小や休業をしている場合であっても、居宅訪問や音声通話などの方法により、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を継続することは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけになるとともに、円滑な通所再開のためにも重要なことですので、積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

なお、こうした支援を行ったときは、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬算定を可能とすることができますので、給付決定市町村にも御相談の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

＜特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童の具体例＞

- 保護者が以下の事情等で仕事を休むことが困難である。
 - ・ 病院等の医療従事者
 - ・ 食料品店やドラッグストア等生活必需品を販売する店舗の従業者
 - ・ 金融機関の従業者
 - ・ 公共交通機関の従業者
 - ・ ひとり親家庭
- 保護者の疾病、障害等がある。
- 家庭で保護者等と過ごすことにより、児童への虐待のリスクがある。

問合せ先

事業支援グループ 武井、岡崎、小西、宮田

電話：045-210-4717

ファクシミリ：045-201-2051